

# プレジャーボートの

## 保管場所に関する条例のあらまし

～神奈川県内では保管場所の届出が必要です～

ボートが好き！海も川も好き

**不法係留**



マリーナ等保管施設の情報は、

「海覧版 プレジャーボート保管場所情報」(<http://www.kairanban21.jp/>)

ホームページでもご覧になれます。

県内では、河川、漁港、港湾等の公共水域などに多くのプレジャーボートが許可なく係留されています。これは、河川法等の関係法令に違反するばかりでなく、公共水域等の管理や周辺的生活環境に様々な支障を及ぼしています。

このようなことから、プレジャーボートの適正な保管に対する所有者等の責務を明らかにするとともに、保管場所の届出を義務づけるため、「神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例」を制定し、平成14年4月1日から施行しています。

# 神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例

## ○ **保管場所確保の責務**

プレジャーボートの所有者又は使用者が、県内にプレジャーボートを保管するときは、マリーナ等と契約して保管するか、もしくはご自分の所有する土地に保管場所を確保しなければなりません。

プレジャーボートとは、船舶のうち、次に掲げるものを除いたものをいいます。

- ・ 漁船法に定める漁船
- ・ 海上運送法に定める船舶運航事業の用に供する船舶
- ・ 港湾運送事業法に定める港湾運送事業の用に供する船舶
- ・ 内航海運業法に定める内航運送事業の用に供する船舶
- ・ しゅんせつ船その他の作業船
- ・ 国又は地方公共団体が所有する船舶

## ○ **届出の義務**

プレジャーボートを新たに県内で保管するときは、マリーナとの「保管契約書」等の写し（その場所を使用する権利があることを証明する書類）を添付して、保管を開始した日から起算して15日以内に、保管場所の所在地等を知事に届け出なければなりません。

また、保管場所等を変更したときや、保管をやめたときも届出が必要になります。

## ○ **届出の対象外**

次に該当する場合は、保管場所の届出は必要ありません。

（届出の対象外であっても、不法係留船は河川法等による処分の対象になります。）

- ① 条例施行日（平成14年4月1日）以前から県内にプレジャーボートを保管し、条例施行日以後も引き続き保管している場合  
（艇を買い替えるなどして、新しい艇を保管する場合は、届出の対象となります。）
- ② 水上オートバイ又はほかい舟、ディンギーヨットなど、小型船舶の登録等に関する法律第2条第2号に規定する船舶を保管する場合
- ③ プレジャーボートの販売業者が販売目的で保管する場合
- ④ 県内のマリーナ、漁港、港湾等にある、プレジャーボートを一時的に係留等する施設において保管する場合
- ⑤ 災害等やむを得ない理由で保管する場合

## ○ **罰則の適用**

保管場所の届出や、その変更の届出をしない、もしくは虚偽の届出をした場合には、5万円以下の過料を科す場合があります。

# 保管場所の届出は

## ○ 届出先等

プレジャーボートを保管する区域を所管する県の土木（治水）事務所に直接、もしくは郵送してください。（住所、所管区域等は裏面に記載してあります。）

## ○ 提出書類

### 1 保管場所の届出

プレジャーボート保管場所届出書（第1号様式）に必要事項を記載のうえ、次のア～ウのいずれか、該当する書類を添付してください。

#### ア マリーナや保管施設（船に係留・陸置するための施設）に保管する場合

- ① 「保管契約書」、「許可書」などの写し  
（その保管施設を使用する権利があることを証明する書類）

#### イ ご自分の所有する土地に保管する場合

- ① 土地の「登記事項証明書」の写し（ご自分の土地であることを証明する書類）
- ② 「保管場所の配置図（任意の図面）」と「船舶の保管状態での写真」

#### ウ ご自分の所有する土地以外の場所に保管する場合（アのマリーナ等以外で）

- ① 「契約書」、「許可書」などの写し  
（その場所を使用する権利があることを証明する書類）
- ② 「保管場所の配置図（任意の図面）」と「船舶の保管状態での写真」

※ 賃借しているなどで、プレジャーボートの所有者以外の方（使用者）が届出する場合は、賃貸借契約書の写し等も添付してください。

### 2 変更届出

プレジャーボート保管場所等変更届出書（第2号様式）に必要事項を記載のうえ、次の書類を添付してください。

- ア 保管場所を変更する場合 … 上記1と同じ書類
- イ 住所等を変更する場合 … 添付書類は必要ありません。

### 3 廃止届出

プレジャーボート保管廃止届出書（第3号様式）に必要事項を記載し、届け出てください。（添付書類は必要ありません。）

# 「神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例」に関する届出先

(平成21年4月1日現在)

事務所名	住 所	電話番号	プレジャーボートを保管する区域 (海域を含む)
横須賀土木事務所 許認可指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町 1-56-5	046 (853) 8800	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町
平塚土木事務所 許認可指導課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1	0463 (22) 2711	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025 藤沢市鵠沼石上 2-7-1	0466 (26) 2111	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町
小田原土木事務所 許認可指導課	〒250-0003 小田原市東町 5-2-58	0465 (34) 4141	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
相模原土木事務所 許認可指導課	〒228-0803 相模原市相模大野 6-3-1	042 (745) 1111	相模原市(城山町 津久井町 相模湖町 藤野町 を除く) 大和市 座間市
厚木土木事務所 許認可指導課	〒243-0016 厚木市田村町 2-28	046 (223) 1711	厚木市 海老名市 綾瀬市 愛甲郡愛川町 清川村
松田土木事務所 許認可指導課	〒258-0003 足柄上郡松田町松田総領 321	0465 (83) 0331	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町
津久井土木事務所 許認可指導課	〒220-0207 相模原市津久井町中野 937-2	042 (784) 1111	相模原市(城山町 津久井町 相模湖町 藤野町)
横浜治水事務所 許認可指導課	〒220-0073 横浜市西区岡野 2-12-20	045 (411) 2500	横浜市
川崎治水事務所 管理課	〒214-0038 川崎市多摩区生田 4-25-1	044 (932) 7211	川崎市

◆届出用紙は、各事務所及び県河川課、ホームページに用意してあります。

ホームページアドレス

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kasen/jourei/pre.html>

神奈川県 県土整備部河川課 防災・プレジャーボート対策班

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 TEL045 (210) 6487 (直通)